

<目次>

令和7年7月号

1. 令和6年大卒求人初任給（労働新聞社調べ）
2. 育児休業給付金の期間延長手続の見直しについて
3. 「業務改善助成金」の利用を検討してみませんか？

1. 令和6年大卒求人初任給（労働新聞社調べ）

労働新聞社は、令和6年3月卒業見込みの大学生を対象にインターネットなどで公開されている求人初任給の水準調査を実施しております（2023.6.14 労働新聞ニュースより）。詳細は以下のとおりです。

業種・職種別の大卒平均初任給

（単位：円）

業種	技術系	事務・企画系		営業職
		総合職	一般職	
建設・不動産	250,991	268,448	216,323	
メーカー	242,124	232,563	204,968	
金融・保険	その他 サービス 255,572	250,363	216,097	
IT・情報処理		275,463	－	
商社・卸売		263,664	212,953	
運輸・倉庫		236,022	199,533	
流通・小売		231,585	※2 社以下の ため表示せず	
その他		235,889		
計	250,373	249,844	209,225	

同一企業による令和5年卒の募集額との比較では1万7,807円増加し、75.9%もの企業が初任給の引き上げを実施しています。また、例年以上に業種間の差が目立つ結果となっています。世間相場をご確認いただき、優秀な人材を獲得するための採用戦略へご活用ください。

2. 育児休業給付金の期間延長手続の見直しについて

現行の育児休業給付金の延長制度について、保育所に入所する意思がないにもかかわらず、育児休業給付の延長目的で自治体に入所を申し込む者がおり、これが自治体の負担となっていると見直しの要望が出ていました。そのため令和7年4月1日より、延長の手続きが次のように見直されます。

（現行の確認書類） ※引き続き現行の要件も確認

市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）
（要件）

- ・保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと
 - ※入所申込年月日が1歳（1歳6か月）に達する日以前となっていること
 - ※入所希望日が1歳（1歳6か月）に達する日の翌日以前となっていること
 - ※市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知がなされていること
 - ※理由なく内定辞退を行っていないこと

+

（本人の申告内容等に基づき、ハローワークにおいて延長の適否を判断）

（追加される確認書類）

本人が記載する申告書

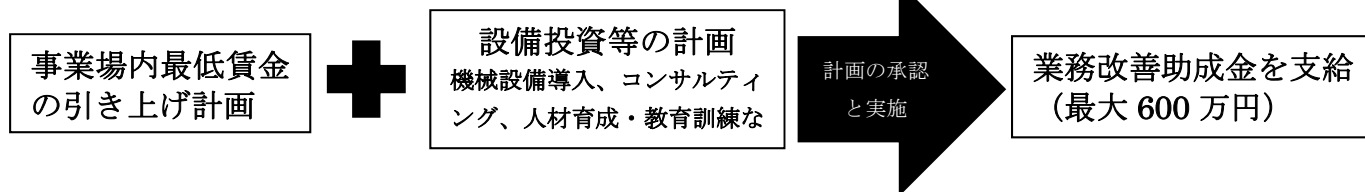
市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し

（追加要件）

- ・市区町村に申し込んだ内容が、速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めるものであること
 - ※申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地（※具体的な判断基準が定められる予定です）の施設のみとなっていないこと
 - ※市区町村に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っていないこと

3. 「業務改善助成金」の利用を検討してみませんか？

「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を 30 円以上引き上げ、生産性向上に資する整備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、計画交付決定後に計画通りに事業を進め、事業の結果を報告することにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の 引き上げ額	引き上げる労働者 数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模 30 人未満 の事業者
30 円コース	30 円以上	1 人	30 万円	60 万円
		2～3 人	50 万円	90 万円
		4～6 人	70 万円	100 万円
		7 人以上	100 万円	120 万円
		10 人以上※	120 万円	130 万円
45 円コース	45 円以上	1 人	45 万円	80 万円
		2～3 人	70 万円	110 万円
		4～6 人	100 万円	140 万円
		7 人以上	150 万円	160 万円
		10 人以上※	180 万円	180 万円
60 円コース	60 円以上	1 人	60 万円	110 万円
		2～3 人	90 万円	160 万円
		4～6 人	150 万円	190 万円
		7 人以上	230 万円	230 万円
		10 人以上※	300 万円	300 万円
90 円コース	90 円以上	1 人	90 万円	170 万円
		2～3 人	150 万円	240 万円
		4～6 人	270 万円	290 万円
		7 人以上	450 万円	450 万円
		10 人以上※	600 万円	600 万円

※10 人以上の上限額区分は、特例事業者が、10 人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000 円未満	4/5
1,000 円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が 1,000 円未満である事業者
②物価高騰要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により申請前 3 か月間のうち任意の 1 か月の利益率が前年同月に比べ 3%以上低下している事業者

対象となる設備投資など

助成金対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が醸成の対象となります。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	料金自動精算機の導入による、金銭授受作業の効率化
	POS レジシステム導入による在庫管理の短縮